

各区市町村保健衛生主管部（課）長 殿
各区市町村高齢福祉主管部（課）長 殿

東京都保健医療局医療政策担当部長
岩井 志奈
(公 印 省 略)

「在宅療養に必要な連携を担う拠点」について（通知）

平素から、東京都の保健医療福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

都では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する区市町村の取組を支援してきました。

高齢化が進展し、在宅医療の需要の増加が見込まれる中、地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による連携等が求められています。

このため、在宅療養体制の更なる強化に向けて、厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療体制に係る医療体制について」（令和5年6月29日付医政地発0629第3号。以下「在宅医療の体制構築に係る指針」という。）に基づき、下記のとおり、区市町村を「在宅療養に必要な連携を担う拠点」に位置付けることとしましたので、取組の推進に御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 概要

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の8に基づく技術的助言である在宅医療の体制構築に係る指針において、①退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応及び④看取りの4つの医療機能の確保に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として医療計画に位置付けることとされています。

在宅医療の体制構築に係る指針において、当該拠点は区市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業との連携を図ることが重要とされており、当該拠点と在宅医療・介護連携推進事業の実施主体とが同一となることも想定されています。

都においては、在宅医療・介護連携推進事業において構築された連携体制を活用して引き続き在宅療養の充実を図っていくことが望ましいと考え、在宅医療・介護連携の取組を推進している区市町村を「在宅療養に必要な連携を担う拠点」として位置付けます。

2 目標

在宅医療の体制構築に係る指針において、以下の目標が掲げられています。

- （1）多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること。
- （2）在宅医療に関する人材育成を行うこと。
- （3）在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと。
- （4）災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと。

3 「在宅療養に必要な連携を担う拠点」に求められる事項

在宅医療の体制構築に係る指針において記載されている「求められる事項」に対応する在宅医療・介護連携推進事業の取組を引き続き実施していただくとともに、地域の実情を踏まえ、必要に応じて障害福祉の関係者との連携や災害時対応等の取組も実施いただきますようお願いいたします。

※ 「求められる事項」に対応する在宅医療・介護連携推進事業、都による具体的な支援も記載しておりますので、御参照ください。

※ 「求められる事項」に係る5つの取組全てを実施するのが望ましいですが、各区市町村が必要と考える取組を実施してください。

※ 障害福祉分野や災害時対応にまたがる事業を在宅医療・介護連携推進事業として実施する場合であっても地域支援事業交付金を活用することは可能です。

(1) 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に行い、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること。

●在宅医療・介護連携推進事業

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

●取組例

在宅医療の提供状況の把握や災害時対応を含む連携上の課題の抽出及び対応策の検討等を議題とする会議の開催

●都による支援

在宅療養環境整備支援事業（保健医療政策区市町村包括補助（以下「包括補助」という。））
在宅療養に係る区市町村別データの提供

(2) 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように、関係機関（※）との調整を行うこと。

●在宅医療・介護連携推進事業

(ア) 地域の医療・介護資源の把握 (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

●取組例

医療・介護・障害福祉資源マップの作成、医療・介護・障害福祉に係るワンストップ相談

●都による支援

在宅療養環境整備支援事業（包括補助）

(3) 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関（※）の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること。

●在宅医療・介護連携推進事業

(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅医療の提供体制の構築推進

(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

●取組例

急変時対応等の体制構築に向けたルール作り

●都による支援

在宅療養環境整備支援事業（包括補助）、区市町村在宅療養推進事業

(4) 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと。

●在宅医療・介護連携推進事業

(カ) 医療・介護関係者の研修

●取組例

難病患者、医療的ケア児、精神疾患患者等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修の実施

●都による支援

在宅療養環境整備支援事業（包括補助）

(5) 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること。

●在宅医療・介護連携推進事業

(キ) 地域住民への普及啓発

●取組例

講演会やシンポジウムの開催、在宅療養の概要に関する住民向け冊子の発行、都が作成した ACP に係る普及啓発小冊子による普及啓発

●都による支援

在宅療養環境整備支援事業（包括補助）、ACP に係る普及啓発小冊子の配布

※関係機関の例

病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、介護保険施設、その他の介護施設・事業所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、消防機関

4 「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」との連携について

在宅医療の体制構築に係る指針において、①退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応及び④看取りの4つの医療機能の確保に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として医療計画に位置付けることとされています。

都においても、今後、区市町村が地区医師会等の地域の関係者と協議した上で推薦した医療機関を、都が「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」として指定する予定です。区市町村におかれましては、「在宅療養に必要な連携を担う拠点」として、在宅療養において積極的役割を担う医療機関とともに、引き続き地域の実情に応じた在宅療養体制の構築を推進いただきますようお願いいたします。

5 公表

令和7年3月に都のホームページにて「在宅療養に必要な連携を担う拠点」及び「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」に指定した医療機関名を公表予定です。

6 「在宅療養に必要な連携を担う拠点」に係る調査の実施

各区市町村における取組の実施内容を把握するため、以下のとおり調査を実施します。

(1) 調査対象

区市町村

(2) 調査内容

上記3(1)～(5)に記載した事項に係る取組の実施状況・実施意向等

(3) 回答方法

下記フォームより御回答ください。

◇フォームの URL (インターネット)

<https://logoform.jp/form/tmgform/801688>

◇フォームの URL (LGWAN)

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/tmgform/801688>

※ 調査項目は別紙「調査票（在宅療養において必要な連携を担う拠点）」のとおりとなりますので、御参照ください。

(4) 回答期限

令和7年2月28日（金曜日）

(5) 調査結果について

各区市町村へ共有させていただくとともに、都の各種会議での活用を予定しておりますので、予め御了承ください。

7 担当者向け説明会の開催

別途通知を発出している「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」と合わせて区市町村の担当者向け説明会を以下のとおり開催いたしますので、御出席いただきますようお願いいたします。

(1) 開催日時

ア 令和6年11月29日（金曜日）午後2時から午後3時まで

イ 令和6年12月4日（水曜日） 午前10時から午前11時まで

※ 両日とも同内容で実施いたしますので、いずれか一方に御出席ください。

(2) 開催方式

Web会議の形式で開催

※ ミーティングリンクは別途御案内いたします。

(3) 事前の質問受付

質問がある場合には下記フォームにより令和6年11月27日（水曜日）までに御提出ください。いただいた質問のうち代表的なものについては、説明会当日に回答いたします。

なお、説明会当日での説明や回答で不明な点については、説明会終了後、別途受け付けます。

◇フォームのURL（インターネット）

<https://logoform.jp/form/tmgform/800504>

◇フォームのURL（LGWAN）

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/tmgform/800504>

【担当・問合せ先】

東京都保健医療局医療政策部医療政策課地域医療対策担当 安藤、小笠原

電話：03-5320-4446（直通）

メールアドレス：Ryoutarou_Andou@member.metro.tokyo.jp

Mina_Ogasawara@member.metro.tokyo.jp